

国立大学法人東京農工大学旅費細則の一部を改正する細則を次のとおり制定する。

平成17年3月23日

国立大学法人東京農工大学長 宮田清藏

17 経教 細則第4号

国立大学法人東京農工大学旅費細則の一部を改正する細則

国立大学法人東京農工大学旅費細則（16 経教細則第23号）の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

（交通費の範囲）

第8条 旅費取扱規程第9条第1項の規定による交通費には、航空機利用に伴う空港施設使用料（海外の空港における同様の使用料を含む。）等、当該経路の使用により当然に発生する経費を包括することとする。

別表第1中

「

F M秩父	埼玉県秩父郡大滝村大字大滝字浜平丸ク口6093	西武鉄道三峰口 西武バス櫛平
-------	-------------------------	----------------

」を

「

F M秩父	埼玉県秩父市大滝浜平丸ク口6093	西武鉄道三峰口 西武バス櫛平
-------	-------------------	----------------

」に改める。

別表第2中

「

内国旅行日当
3,000円
2,600円
2,200円
1,700円

」を

「

内国旅行日当
2,700円
2,340円
1,980円
1,530円

」に改める。

別表第3中

「

内国旅行宿泊料	
甲地	乙地
14,800円	13,300円
13,100円	11,800円
10,900円	9,800円
8,700円	7,800円

」を

「

内国旅行宿泊料	
甲地	乙地
13,320円	11,970円
11,790円	10,620円
9,810円	8,820円
7,830円	7,020円

」に改める。

附 則（17経教 細則第4号）

- この細則は、平成17年4月1日から施行し、改正後の国立大学法人東京農工大学旅費細則第8条の規定は、平成17年2月17日から適用する。
- 別表第2及び別表第3の改正規定は、この細則の施行の日以後に国立大学法人東京農工大学旅費取扱規程第3条第1項第2号に定める旅行命令等を発した出張について適用し、同日前に旅行命令等を発した出張の期間が2事業年度にわたるものについては、なお、従前の例による。